

限度額適用・標準負担額減額認定書 制度のご案内

「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関等に提示する事により、その月に支払う医療費が自己負担限度額までとなります。また、食事代（一部負担）が減額されます。そのため、本来の負担区分より多く支払う必要がなくなり、被保険者の負担が軽減されます。

■ 低所得者ⅡおよびⅠについて

① 「低所得者Ⅱ」について

同じ世帯の全員が住民税非課税で、低所得Ⅰに該当しない人

② 「低所得者Ⅰ」について

同じ世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたとき0円となる人または老齢福祉年金受給者

■ 自己負担限度額一覧

区 分	自己負担限度額	食事代 (1食当たり)
低所得者Ⅱ	24,600円	210円
低所得者Ⅰ	15,000円	100円

【注意事項】

- ・提示せずに支払いをされた後、医療費は高額療養費として支給されますが、入院時の食事代は「一般所得」の食事代のままとなります。
- ・認定証を医療機関の窓口提示した月の初日から減額されますので、前月以前に遡って減額することはできません。

申請にあたって保険証および印鑑が必要となる事があります。保険者へお問い合わせの上、手続きをお願いします。

※ご不明な点がございましたら、各病棟事務員または医事室保険請求グループまでお問い合わせください。

刈谷豊田総合病院 医事室保険請求グループ TEL (0566) 25-2907 (直通)